

# 日中PPHの現状と 中国における審査実態に関する考察

国際第3委員会  
第1小委員会\*

**抄 録** 日本および中国への特許出願に際しては、2国間において、新規性や進歩性に関する実体的要件の基準や、補正等の形式的要件の基準が異なっていること、さらに、近年特許査定率が上昇している日本と、特許の品質向上を図る中国の運用の違いに留意する必要がある。また、日本特許庁と中国国家知識産権局との間で実施されている特許審査ハイウェイ（PPH）は、2017年12月末時点で、先行庁を日本、後続庁を中国とした申請数が11,680件、先行庁を中国、後続庁を日本とした申請数が497件と、数多くの出願で利用されている。そこで本稿では、先行庁を日本、後続庁を中国としたPPHの審査実態を調査・分析し、中国における審査実態、特に新規性と補正の制限に関する審査実態を調査した。

## 目 次

1. はじめに
2. 日中PPHにおける留意点
  2. 1 新規性
  2. 2 補 正
3. 調査手法
  3. 1 はじめに
  3. 2 調査対象の抽出
  3. 3 調査対象の分析方法
4. 調査結果
  4. 1 一発登録査定分析結果
  4. 2 主な拒絶理由の分析結果
  4. 3 実体的拒絶の詳細の分析結果
  4. 4 新規性拒絶の詳細の分析結果
  4. 5 形式的拒絶の詳細の分析結果
  4. 6 代理人ヒアリングの結果
5. 補正制限の例
  5. 1 図面に基づいた補正例
  5. 2 実施例の数値に基づいた補正例
6. おわりに

## 1. はじめに

日本および中国への特許出願に際しては、2国間において、新規性や進歩性に関する実体的要件の基準や、補正等の形式的要件の基準が異なっていること、さらに、近年特許査定率が上昇している日本と、特許の品質向上を図る中国の運用の違いに留意する必要がある。

本稿では、日中の審査の基準・運用の違いについての検討に際し、特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）について着目した。

PPHは、各国特許庁間の取り決めに基づき、先行庁で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、後続庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。日本国特許庁と中国国家知識産権局との間では、2011年10月18日に北京で

\* 2018年度 The First Subcommittee, The Third International Affairs Committee

開催された日中特許庁長官会合での合意を受けて、2011年11月1日よりPPH試行プログラムを実施し、2013年および2015年の2度の延長を経て、2018年11月1日よりさらに5年間試行期間が延長されている。

Patent Prosecution Highway Portal Site<sup>1)</sup>によると、2017年12月末時点で、先行庁を日本、後続庁を中国としたPPHの件数は11,680件（内、PCTルート3,223件、Nationalルート8,457件）、先行庁を中国、後続庁を日本としたPPHの件数は497件（内、PCTルート363件、Nationalルート134件）であり、日本を先行庁としたPPH申請が多く利用されていることがうかがえる。

PPHは、早期に審査結果を得ることを希望する出願人にとって有用なものであるが、申請人は、先行庁と後続庁との間における特許法の違いや審査運用の実態の違いに注意して当該制度を利用する必要がある。

本稿では、先行庁を日本、後続庁を中国としたPPHの審査実態を調査・分析し、特に、中国における新規性と補正の制限に関する審査動向を調査した結果を報告する。

本稿は、2018年度国際第3委員会の霧生直人（委員長、日産自動車）をはじめ、同第1小委員会のメンバーである、氏原大介（パナソニック、小委員長）、高田俊佑（大塚製薬工場、小委員長）、阿部徹（JFEテクノロジーサーチ）、井田秀彦（オリンパス）、川口謙一（ソシオネクスト）、川添雅史（積水化学工業）、栗本篤志（シャープ）、西尾創（三井化学）、西尾允仁（日本電産）、林直哉（日鉄住金総研）、八尾剛史（カネカ）、渡辺淳也（トヨタ自動車）により執筆されたものである。

## 2. 日中PPHにおける留意点

### 2.1 新規性

日中PPHは、先行庁である日本の調査結果を共有することで、審査の簡易化・迅速性に寄与

するものであるが、後続庁である中国も独自に先行技術調査を行うため、必ずしも先行庁である日本と同じ引用文献が審査に使用されるわけではない。また、出願日前に既に出願され、且つその出願日以後（出願日を含む）に公開・公告がされた先願について、日本特許法では拡大先願（29条の2）の引用文献として取り扱われるのに対し、中国専利法では新規性（22条2項）の引用文献となる点が異なる点にも留意する必要がある。

### 2.2 補正

先行庁を日本、後続庁を中国としたPPHにおいては、後続庁である中国で早期審査を申請する出願のすべての請求項が、対応する日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていることが要件とされており、日本で行った補正と同様の補正であると認められることが必須となる。

中国専利法33条及び中国専利法審査指南2010第2部分第八章5.2.1.1において、補正は、元説明書（明細書）及び権利要求書（請求項）に記載された範囲を超えてはならないとされており、明細書及び請求項に記載された範囲とは、明細書及び請求項の文字どおり記載された内容及び明細書に添付された図面から直接的に、疑う余地も無く確定できる内容を含む内容であると規定されている。

対して日本特許法の審査基準では、当初明細書等の記載から自明な事項であれば補正可能とされており、中国の補正の制限は日本よりも厳しい。また、最高人民法院が、「導かれる内容が当業者にとって自明なものであれば、当初明細書に記載された内容」と指摘し、緩和的な判断基準を判示したとも報告されている<sup>2)</sup>。

### 3. 調査手法

#### 3.1 はじめに

中国特許出願の審査実態の調査に際し、そもそも審査実態とは多分に抽象的な概念であり、比較対象を置かなくては十分な検討をできないと考えた。また、中国における特許出願件数は、138万件（2017年度、WIPO<sup>3)</sup>）と非常に多く、全ての出願を対象として調査を行うことは困難が予想された。

そこで本論説では、日本が先行庁かつ中国が後続庁であるPPH案件において、日本で特許性が認められた請求項に対して中国特許庁がどのような判断を下したのかを調査することで、中国の審査実態の調査を行った。

#### 3.2 調査対象の抽出

まず、中国特許出願から、下記①及び②の条件を満たす案件を無作為に抽出し、542件の出願を調査対象とした。この件数は2017年12月時点で①及び②を満たす11,680件<sup>4)</sup>のおよそ5%にあたる。案件の抽出には、中国特許庁の中国特許照会システムを用いた。

①PPHが申請された中国特許出願であり、第1

庁が日本であること

②中国で登録となっていること

抽出された案件を1回目の庁通知（拒絶理由通知または特許査定）が発行された年で分類した結果を表1に示す。表1中、2011年の案件が抽出されなかった理由は、日中PPHが2011年11月に導入された制度であり、案件の絶対数が少なかったためと考えられる。

#### 3.3 調査対象の分析方法

抽出した542件について、以下の調査を行い、更に分析した。

・拒絶理由通知を受けずに登録査定された案件

表1 調査対象案件数

| 1回目の庁通知発行年 | 件数   |
|------------|------|
| 2012年      | 63件  |
| 2013年      | 121件 |
| 2014年      | 72件  |
| 2015年      | 103件 |
| 2016年      | 124件 |
| 2017年      | 59件  |
| 合計         | 542件 |

数、及び該案件数の割合の調査

- ・拒絶理由の調査
- ・実体的拒絶の詳細調査
- ・新規性拒絶の詳細調査
- ・形式的拒絶の詳細調査
- ・代理人ヒアリング

### 4. 調査結果

#### 4.1 一発登録査定の分析結果

一発登録査定、すなわち、日本で登録された請求項がそのまま中国でも拒絶理由が通知されずに登録された案件数を集計した。2012年から2017年における年ごとの最初の審査結果を表2に示す。

日本で登録された請求項が中国でそのまま登録される割合は5%程度であり、ほとんどの出願は何らかの拒絶理由が通知されていることになる。また、経年推移を見ても10%未満で推移しており、一発登録査定の割合は、2012年から2017年を通して5%、各年ともに10%未満の低い割合で安定していることが明らかになった。

#### 4.2 主な拒絶理由の分析結果

拒絶理由通知を受けた案件全件において、拒絶理由の根拠を条文毎に集計した。そのうち、数の多かった5つの条文について、その根拠とされた件数を表3に示す。なお、拒絶理由通知

表2 最初の審査結果

|       | 一発登録査定      | 拒絶理由通知あり      |
|-------|-------------|---------------|
| 2012年 | 3件<br>(5%)  | 60件<br>(95%)  |
| 2013年 | 11件<br>(9%) | 110件<br>(91%) |
| 2014年 | 5件<br>(7%)  | 67件<br>(93%)  |
| 2015年 | 1件<br>(1%)  | 102件<br>(99%) |
| 2016年 | 4件<br>(3%)  | 120件<br>(97%) |
| 2017年 | 2件<br>(3%)  | 57件<br>(97%)  |
| 合計    | 26件<br>(5%) | 516件<br>(95%) |

(表中、カッコ内の割合は、各年における調査対象案件数全体に占める割合を示す。)

表3 主な拒絶理由の内訳

|    |                      |               |
|----|----------------------|---------------|
| 実体 | 22条2項(新規性)           | 34件<br>(7%)   |
|    | 22条3項(進歩性)           | 167件<br>(32%) |
| 形式 | 26条4項(サポート要件及び明確性要件) | 279件<br>(54%) |
|    | 33条(新規事項追加)          | 50件<br>(10%)  |
|    | 実施細則22条              | 90件<br>(17%)  |

を受けた516件のうち、複数の条文を根拠として通知していた拒絶理由の場合は、条文の数毎に集計した。

なお、拒絶理由通知を受けた516件のうち17%にあたる90件に実施細則22条が通知されているが、実施細則22条はマルチマルチクレームに関する規定のため、日中の形式的な記載要件の違いから通知されるものである。そのため、ここからは日中の審査実態の違いを分析できない為、詳細検討より除外した。

次に、実体的な拒絶理由を含む案件(以下、実体的拒絶)と、形式的な拒絶理由を含む案件

(以下、形式的拒絶)とに分類した。実体的拒絶とは、ここでは専利法22条2項の新規性違反と専利法22条3項の進歩性違反を指す。形式的拒絶とは、専利法26条4項のサポート要件及び明確性要件違反、専利法33条の新規事項の追加の禁止、その他の新規性・進歩性以外の拒絶理由を指す。各年の件数及び割合は表4の通りである。なお、実体的拒絶と形式的拒絶の両方の理由を含む案件は、実体的拒絶と形式的拒絶の双方に集計した。

実体的拒絶と形式的拒絶の割合をグラフ化したものを図1に示す。表4及び図1における割合の母数は、表2で「拒絶理由通知あり」として示した各年の件数である。

表4 実体的拒絶と形式的拒絶の経年推移

|               | 実体的拒絶を含む      | 形式的拒絶を含む      |
|---------------|---------------|---------------|
| 2012年<br>60件  | 14件<br>(23%)  | 50件<br>(83%)  |
| 2013年<br>110件 | 38件<br>(35%)  | 85件<br>(77%)  |
| 2014年<br>67件  | 23件<br>(34%)  | 47件<br>(70%)  |
| 2015年<br>102件 | 29件<br>(28%)  | 82件<br>(80%)  |
| 2016年<br>120件 | 60件<br>(50%)  | 78件<br>(65%)  |
| 2017年<br>57件  | 36件<br>(63%)  | 29件<br>(51%)  |
| 合計<br>516件    | 200件<br>(39%) | 371件<br>(61%) |

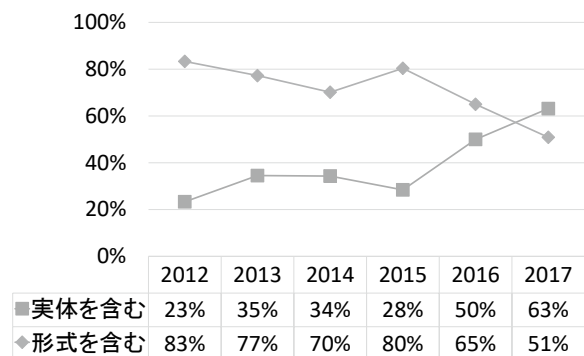


図1 実体的拒絶と形式的拒絶の経年推移

実体的拒絶は増加傾向にあり，形式的拒絶は減少傾向にあることが分かる。

#### 4. 3 実体的拒絶の詳細の分析結果

増加傾向である実体的拒絶のうち，独立請求項に通知された拒絶理由を，新規性（22条2項）と進歩性（22条3項）とに分けた件数及び割合を示す（表5，図2）。新規性違反は横ばい傾向であるが，進歩性違反は増加傾向にあることが分かる。すなわち，実体的拒絶は，進歩性違反の増加に伴って増加していることがわかる。なお，表5及び図2における割合の母数は，表

表5 新規性・進歩性違反の件数

|               | 22条2項を含む<br>(新規性) | 22条3項を含む<br>(進歩性) | 22条合計 |
|---------------|-------------------|-------------------|-------|
| 2012年<br>60件  | 4件<br>(7%)        | 14件<br>(23%)      | 14件   |
| 2013年<br>110件 | 9件<br>(8%)        | 36件<br>(33%)      | 38件   |
| 2014年<br>67件  | 0件<br>(0%)        | 23件<br>(34%)      | 23件   |
| 2015年<br>102件 | 6件<br>(6%)        | 25件<br>(25%)      | 29件   |
| 2016年<br>120件 | 7件<br>(6%)        | 60件<br>(50%)      | 60件   |
| 2017年<br>57件  | 7件<br>(12%)       | 33件<br>(58%)      | 36件   |
| 合計<br>516件    | 33件<br>(7%)       | 191件<br>(37%)     | 200件  |

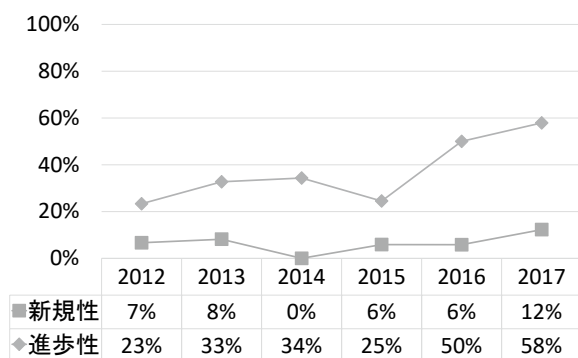


図2 新規性・進歩性違反の経年推移

2で「拒絶理由通知あり」として示した各年の件数である。

#### 4. 4 新規性拒絶の詳細の分析結果

日本で登録された請求項に基づいているにも関わらず，新規性違反が全体の約7%を占めている。理由を以下に分析した。

日本で登録された請求項が中国で新規性違反を指摘される理由として，①日本で引用されなかった新たな引例が見つかった場合，および，②日本で引用された引例に対する判断の違いによる場合，が考えられる。①の日本で引用されなかった文献については，①-1中国のみで発行された文献（例：中国国内以外にファミリーのない特許文献），①-2日本以外の国で引用されていた文献，①-3ファミリーを含めて中国のみで引用された文献（①-1を除く）の3通りが考えられる。また，②の日本で引用された引例については，②-1拡大先願に関する日中の差異（絶対新規性），②-2審査上の判断の差異（②-1を除く）が考えられる。それぞれについて，中国および他国における拒絶理由通知の内容を確認して分類した結果を表6に示す。

表6 新規性違反の引例の分類

|     |                               |     |
|-----|-------------------------------|-----|
| ①-1 | 中国のみで発行された文献                  | 3件  |
| ①-2 | 日本以外の国で引用されていた文献              | 5件  |
| ①-3 | ファミリーを含めて中国のみで引用された文献（①-1を除く） | 12件 |
| ②-1 | 拡大先願に関する日中の差異（絶対新規性）          | 4件  |
| ②-2 | 審査上の判断の差異（②-1を除く）             | 9件  |

表6に示したとおり，①-3ファミリー含めて中国のみで引用された文献が12件と多く，次いで，②-2審査上の判断の差異が9件と多

かった。中国においては出願件数が増加しており、中国のみで発行された文献が多いのではないかと予想していたが、①-1は3件と非常に少ない結果となった。また、日中で法が異なる②-1拡大先願の差異も4件と少なかった。

なお、進歩性については、米国や欧州においても、同一文献に対し進歩性違反を指摘される場合も多く、また、分野毎の技術水準を考慮する必要もあることから、進歩性違反の拒絶理由が増加している理由についての分析は、後述の代理人ヒアリングにより審査実態を探ることにした。

#### 4.5 形式的拒絶の詳細の分析結果

続いて、減少傾向である形式的拒絶の内容を検討した。件数の多かった26条4項（サポート要件及び明確性要件）と、33条（新規事項追加）とに分けて件数及び割合を示す。（表7及び図3）。

なお、表7及び図3における割合の母数は、表2で「拒絶理由通知あり」として示した各年の件数である。

新規事項追加にかかわる拒絶理由の割合は少なかったものの、サポート要件や明確性要件については約半数で違反を指摘されていた。また、26条4項と33条のいずれも減少傾向であることから、形式的拒絶の減少は、特定の条文によるものではなく全体的な傾向であることが分かった。

サポート要件や明確性要件にかかわる割合が減少傾向であることは、出願人側が中国のサポート要件や明確性要件への対応を進めていることが想定できる。新規事項追加については、補正の制限とも関連するため、後述の代理人ヒアリングの際に審査実態を探ることとした。

表7 形式的拒絶の内訳

|               | 26条4項を含む<br>(サポート要件<br>及び明確性要件) | 33条を含む<br>(新規事項追加) |
|---------------|---------------------------------|--------------------|
| 2012年<br>60件  | 37件<br>(62%)                    | 9件<br>(15%)        |
| 2013年<br>110件 | 61件<br>(55%)                    | 19件<br>(17%)       |
| 2014年<br>67件  | 37件<br>(55%)                    | 5件<br>(7%)         |
| 2015年<br>102件 | 63件<br>(62%)                    | 8件<br>(8%)         |
| 2016年<br>120件 | 57件<br>(48%)                    | 6件<br>(5%)         |
| 2017年<br>57件  | 24件<br>(42%)                    | 3件<br>(5%)         |
| 合計<br>516件    | 279件<br>(54%)                   | 50件<br>(10%)       |

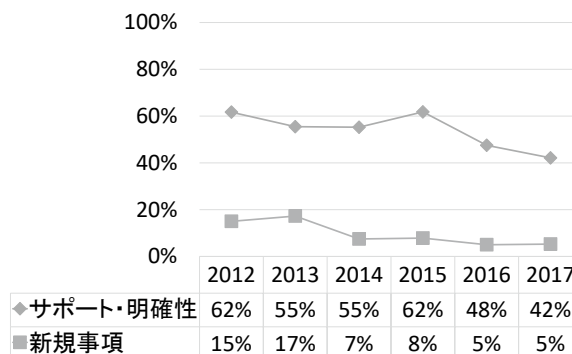


図3 形式的拒絶の経年推移

#### 4.6 代理人ヒアリングの結果

中国における審査実態についてより考察を深めるため、本調査を行う前後に、複数の大手中国特許事務所へのヒアリングを行った。ヒアリング時期は、2018年9月～2019年1月である。

まず、実体的審査については、この数年で、新規性や進歩性を以前より厳しく判断する傾向があるとの意見を得た。この結果は、実体的拒絶が増加していた上述のPPH分析結果と一致するものであった。

また、形式的審査については、特に、33条拒

絶（補正制限，または，新規事項の追加）に関する質問を行った。これは，2.2で述べたように日中で新規事項追加の判断基準が異なっており，日本と同様の補正が中国特許出願で認められない場合には，日中PPHを有効に活用できないため，中国でどのような補正が認められているのかを確認するためである。結果，補正制限（新規事項追加による拒絶）については，10年以上前よりは緩やかになっているものの，この数年では大きく変わっていないとの意見を得た。

さらに，ヒアリングを行った特許事務所とは別の事務所に所属する中国特許代理人8名に，以下のアンケートを行った。

- ①一発登録が増加しているか，減少しているか，変わらないか
- ②実体的拒絶が増加しているか，減少しているか，変わらないか
- ③新規事項追加による拒絶が増加しているか，減少しているか，変わらないか

表8 アンケート結果

|              | 増加 | 減少 | 変わらない |
|--------------|----|----|-------|
| ①一発登録        | 0  | 2  | 6     |
| ②実体的拒絶       | 7  | 1  | 0     |
| ③新規事項追加による拒絶 | 0  | 6  | 0     |

アンケートの結果から，実体的拒絶が増加傾向であること，新規事項追加による拒絶が減少傾向であることが推察される。これは，上述の日中PPH分析結果とも一致する内容であった。

## 5. 補正制限の例

次に，補正の制限が厳しい中国出願の補正について，補正が認められた例を挙げる。これは，2.2で述べたように日中で新規事項追加の判断基準が異なっており，日本と同様の補正が中国特許出願で認められない場合には，日中PPH

を有効に活用できないため，中国でどのような補正が認められているのかを確認するためである。

なお，これらの例は実際に出願された案件の審査に基づくものであり，現在権利が存続中のため，権利者に不利益が生じないように，内容について一部改変を行っている。

### 5.1 図面に基づいた補正例

本例は，明細書本文中に補正のための限定事項がなく，図面の記載に基づいて補正を行ったが，その後，専利法33条（新規事項追加）に該当するとの拒絶理由が通知されなかった事例である。すなわち，中国において，明細書本文ではなく，図面のみに基づいて補正をした事例である。具体的な内容は，次の通りである。

本事例は，包装封止装置に関する事例である。本事例は2つの主題を保護しており，原請求項1は包装封止装置に関する引き裂き構造を保護しており，原請求項2は，包装封止装置に引き裂き構造を応用した包装封止装置を保護するものである。審査官より，先行文献に対して22条3項が規定する進歩性違反の拒絶理由を通知されたため，出願人は次の通り，請求項2の補正を行った。

（補正前の請求項2）

トップカバー（10），サイドカバー（20）及びボトムカバー（30）を含み，前記サイドカバー（20）がトップカバー（10）とボトムカバー（30）とを接続する包装封止装置であって，前記トップカバー（10）及び／またはボトムカバー（30）上に請求項1に記載の包装封止装置に適用される引裂き構造（11）が設置されることを特徴とする包装封止装置。

（補正後の請求項2）

トップカバー（10），サイドカバー（20）及びボトムカバー（30）を含み，前記サイドカバー（20）がトップカバー（10）とボトムカバー（30）



とを接続する包装封止装置であって、前記トップカバー（10）及び／またはボトムカバー（30）上に請求項1に記載の包装封止装置に適用される引裂き構造（11）が設置され、前記トップカバー（10）の面積は、インナートップカバー（40）の面積よりも大きいことを特徴とする包装封止装置。

（補正の根拠）

補正の根拠として用いられた図面は次の通りである。

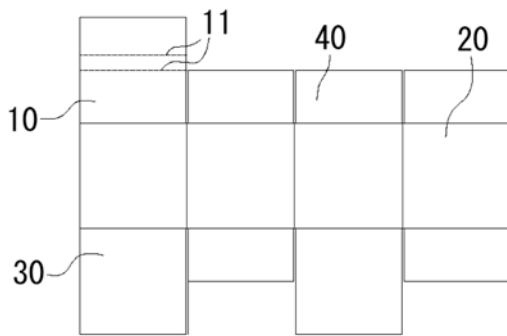


図4 本事例における図面

図面には、トップカバー（10）の面積が、インナートップカバー（40）の面積よりも大きいことが開示されている。

また、補正の根拠に関連する明細書中の記載は次の通りであり、直接的な記載はなかった。

「図1に示すように、この包装封止装置は、トップカバー10、サイドカバー20、ボトムカバー30、インナートップカバー40…を含む。」

（審査経緯）

出願人により、請求項中に「前記トップカバー（10）の面積は前記インナートップカバー（40）の面積よりも大きい」との技術的特徴が図面を根拠に追加されて補正されたが、審査官によりこの補正は原明細書等の記載範囲を超えておらず、33条の規定に合致していると認可され、最終的に特許権を獲得した。

## 5.2 実施例の数値に基づいた補正例

本例は、請求項中の数値範囲について、明細書中の実施例の表データのみを根拠とする補正が行われ、この補正が専利法33条（新規事項追加）に該当すると拒絶理由を受けたが、最終的には上記補正が受け入れられたものである。具体的な内容は、次の通りである。

（補正前の請求項1）

以下の（A）～（D）を満たす表面処理された粒子を含む組成物：

（A）～（C）；及び

（D）……組成物を添加した溶液に所定量の酸を滴定した後の当該溶液のpHが8.0以下。

（補正後の請求項1）

以下の（A）～（D）を満たす表面処理された粒子を含む組成物：

（A）～（C）；及び

（D）……組成物を添加した溶液に所定量の酸を滴定した後の当該溶液のpHが6.5以上8.0以下。

（補正の根拠）

pHを6.5とする補正の根拠として用いられたのは実施例の表に記載されていた数値であり、全ての実施例が補正後のpHの範囲を満たしていた。また、全ての比較例はpHの上限を外れていた。なお、pH値に関する実施形態の記載の概略は以下の通りである。

「本発明では、…酸滴定後のpH値を8.0以下とすることにより本発明の効果は得られるが、7.5以下が好ましく、7.0以下がより好ましい。一方、上記pH値の下限は、滴下した酸が全ての残存する理論値となる4.0が好ましいが、4.5以上であっても良い。」

このように、粒子が完全に表面処理され、溶液中に全ての酸が残る理論値をpH値の下限として規定しているが、本願明細書において、pH6.5を範囲の下限と補正する根拠となる直接



的な記載は実施例以外に見あたらなかった。

なお、要件(D)は、水に溶けて塩基性を示す粒子に対する表面処理の程度を示す指標である。表面処理が不十分であれば粒子の溶解により塩基性が強くなるため、酸を滴下しても請求項におけるpH値の上限を超える。十分な表面処理がなされることにより、組成物を添加した溶液の塩基性が抑えられ、請求項におけるpH値に収まる。

(審査経緯)

中国では、係属中の特許出願の包袋は中国国家知識産権局が運営するウェブサイトから閲覧できるが、出願人側の提出書類(意見書・補正書等)を見ることはできない(論説執筆時点)。そのため、拒絶理由に対する出願人の応答内容を詳細に把握することはできないが、閲覧可能な包袋から得られた審査経緯を以下に纏める。

本事例では、第1回審査意見通知書における22条3項(新規性欠如)の拒絶理由に対し、上記補正が行われた。しかし、第2回審査意見通知書において、審査官は、上記補正が33条(新規事項追加)に該当すると指摘した。具体的には、審査官は、「補正後のpH値は特定の実施例から得られる値であり、粒子の表面処理方法や他の関連するパラメータ(特に、表面処理方法や表面処理剤の量)はその特定の実施例に制限される。これらの制限なくpH値6.5の限定を加える場合に、本発明における技術効果を奏するかが疑わしい。」と指摘した。これは、欧州の中間的一般化の考え方に類似するとも考えられる。

この審査官の指摘に対し、出願人は反論を行い、審査官は上記補正を最終的に受け入れた。

すなわち、本例は、明細書に明確な記載が無い数値範囲について、実施例から読み取った内容で、中国で補正が認められた例である。

## 6. おわりに

本稿では、先行庁を日本、後続庁を中国とし

たPPHの審査実態を調査、分析し、中国における審査実態、特に新規性と補正制限に関する審査実態を調査した。

PPHにかかわる分析、および代理人ヒアリングから判明した中国の審査動向は次の通りであった。

- ①日本で登録された請求項がそのまま中国でも拒絶理由が通知されずに登録された案件数の割合は、調査対象期間を通して10%未満であり、ほとんどの出願は何らかの拒絶理由が通知されていた。
- ②拒絶理由の内容を確認したところ、補正等の形式的な拒絶理由よりも、新規性や進歩性に関する実体的な拒絶理由が増加している傾向であった。
- ③実体的な拒絶理由に関してさらに分析を行ったところ、新規性違反は横ばい傾向であり、進歩性違反は増加傾向にあることが分かった。
- ④日本で登録された請求項に基づいているにも関わらず、新規性違反が全体の約7%を占めていた。引用された文献を確認したところ、他国における審査で引用されていない文献が使用されていることが多かった。中国における出願件数が増加していることから、中国のみで発行された文献が多いのではないかと予想していたが、このような文献は少なく、中国語以外で記された文献でも、新規性違反の引用文献として使用されているケースが多かった。
- ⑤進歩性違反が増加している原因としては、代理人ヒアリングから、中国の審査実態がより進歩性を厳しく判断する傾向に推移していると推測でき、特許の品質向上を図る中国の運用に合致していると思われる。
- ⑥出願人側がサポート要件や明確性要件等の中国への特許出願への対応を進めていることも想定できる。また、中国では補正制限が厳し

いと考えていたところ、近年の審査では、図面や実施例の1点を根拠とした補正が認められ、補正制限が過去に報告されているほどには厳しくない例も認められた。

以上のことから、日本および中国への特許出願人、特に先行庁を日本、後続庁を中国とする案件のPPH申請人は、以下の点に留意することが必要である。

- ①日本で特許可能と判断された特許出願においても多くの拒絶理由が出されており、さらに拒絶理由として進歩性違反を指摘される案件が増加していることから、必ずしも日本で認められた範囲で権利化できず、より範囲が狭まった権利範囲となる可能性がある。
- ②新規性については、日本をはじめとするファミリー各国による調査では指摘されなかった引用文献があげられることがある。
- ③補正について、中国専利審査指南では、当初明細書中の「直接的に、疑う余地も無く確定できる内容」のみが補正可能とされているが、

実施例や図面を根拠とする補正等も認められた事例が存在する。案件毎の事情は異なり、実施例や図面のみを根拠とする補正が必ず認められるわけではないと思われるが、このような補正についても検討を行う余地はある。

本稿が、日本および中国への特許出願人、特に先行庁を日本、後続庁を中国としたPPHの申請人の一助となれば幸いである。

#### 注 記

- 1) Patent Prosecution Highway Portal Site  
<https://www.jpo.go.jp/ppph-portal-j/statistics.htm>
- 2) 「中国における補正制限の判断基準について」毛立群（知財管理61巻（2011年），5号）
- 3) WIPO webページ  
[https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2018/article\\_0012.html](https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2018/article_0012.html)
- 4) 日本特許庁webページ  
[https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/patent\\_highway.htm](https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm)

(URL参照日は全て2019年1月23日)

(原稿受領日 2020年10月23日)